

社労士 NEWS>>>

>>> 2025.1

発行 >>>

社会保険労務士法人 キシモト人事労務

〒181-0013 東京都三鷹市下連雀 3-42-18 遊葉三鷹マンション 207

TEL: 0422-26-6656 Mail: info@kishimoto-sr.jp

CONTENTS >>>

1. 高齢者 > 高齢労働者の労働災害
2. 社会保険 > マイナ保険証に関する企業の対応
3. 提供 > 経営に役立つリポート

1. 高齢者

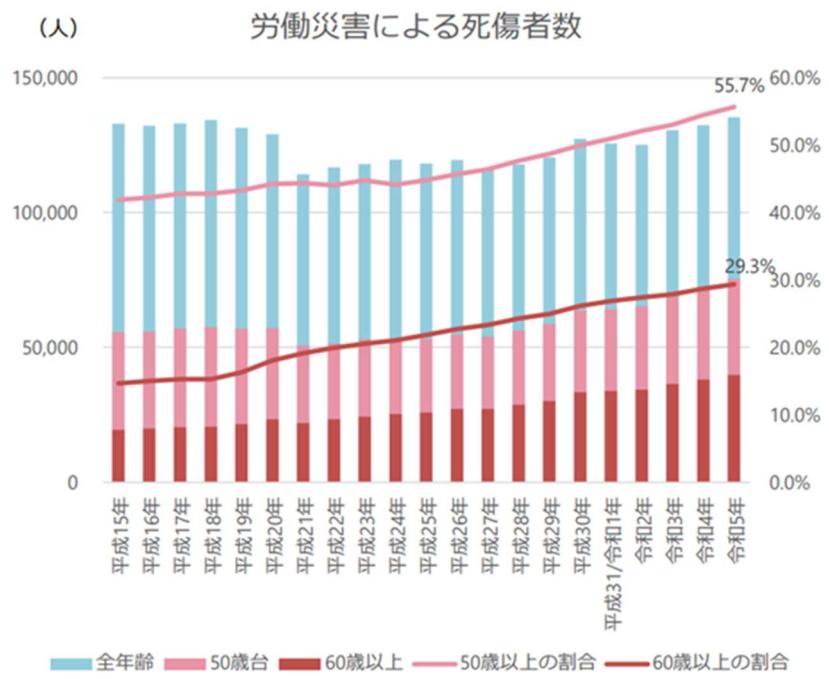
高齢労働者の労働災害

人手不足に悩む多くの企業で、キャリア豊富な高齢者の働きに期待をかけていることと思います。他方、高齢労働者の増加に比例して、高齢労働者の労働災害が業種を問わず増えています。本稿では、高齢者の労働災害の状況と、政府の安全衛生対策の動向についてお伝えします。

1. 労災被害者の3割は60歳以上

厚生労働省の調査によると、令和5年に労働災害で死亡、または4日以上休業した人は計135,371人で、

このうち60歳以上が29.3%の39,702人に上っています。60歳以上の死傷者数は、右肩上がりで増えています。



※厚生労働省「高年齢労働者の労働災害防止対策について（その3） 第170回安全衛生分科会資料」より

背景には、労働者数に占める60歳以上の割合が高まってきてきたことと、加齢によって身体機能が低下し、事故を起こしやすいことがあります。

高齢者が被災しやすい労働災害は、「墜落・転落」

と「転倒」です。「墜落・転落」は、建設業だけでなく、小売業、社会福祉施設、飲食店、医療保険業、金融業、教育・研究業、製造業、陸上貨物運送業のいずれも、加齢に応じ発生率が上昇する傾向があります。

「転倒」も、業種に関わらず、おおむね同じ傾向が見られます。

また、労働災害による休業の見込み期間も、年齢が上がるにしたがって長期化する傾向があります。

2. 低調な企業の対策

高齢者の労働災害を防ぐため、政府は令和2年3月に

「エイジフレンドリーガイドライン」（高年齢労働者の安全と健康確保のためのガイドライン）を定めました。ガイドラインでは、身体機能の低下を補う設備・装置導入などの職場環境の改善、高齢労働者の健康や体力の状況把握と対応などを企業に呼び掛けています。しかし、令和5年の調査では、「対策に取り組んでいる」と答えた事業所が19.3%にとどまっています。

60歳以上の高年齢労働者が業務に従事している事業所	「エイジフレンドリーガイドライン」）を知っている	高年齢労働者に対する労働災害防止対策に取り組んでいる	高年齢労働者の労働災害防止対策に取り組む方針の表明	身体機能の低下等による労働災害発生リスクに関するリスクアセスメントの実施	身体機能の低下を補う設備・装置の導入	高年齢労働者の特性を考慮した作業管理	労働災害防止を目的とした体力チェックの実施	個々の高年齢労働者の健康や体力の状況に応じた対応	高年齢労働者の特性に応じた教育	その他
77.7%	23.1%	19.3%	20.3%	29.4%	25.2 %	56.5%	10.3%	45.9%	27.7%	1.4%

※厚生労働省「高年齢労働者の労働災害防止対策について（その3） 第170回安全衛生分科会資料」より

取り組みが低調な現状を受け、厚生労働省の労働政策審議会安全衛生分科会では令和6年度、高齢者の労働災害防止対策の強化について、議論が重ねられています。11月22日に出された報告案では、「高年齢労働者の特性に配慮した作業環境の改善、適切な作業の管理その他の必要な措置を講じることを事業者の努力義務とすることが適当である」という内容が盛り込まれました。

政府は今後、労働安全衛生法の改正などを通じて、企業により強く取り組みを促すことになりそうです。

3. さいごに

厚生労働省サイトでは、高年齢労働者の安全衛生に関する資料やリーフレットが公表されています。転倒・腰痛予防を図る体操、高年齢労働者の安全と健康確保のためのチェックリスト、企業の取り組み事例等の情報が発信されており、取り組みを進める際には、ご参考になさるとよいでしょう。

また、弊所でも高齢者が働きやすい職場環境づくりについて相談にのっています。いつでもお声がけください。

2. 社会保険 マイナ保険証に関する企業の対応

令和6年12月2日から、医療機関や薬局を利用する際、マイナ保険証を使うルールがスタートしました。これに伴い日本年金機構では、企業が提出する「被保険者資格取得届」と「被扶養者（異動）届」の様式を変更しました。全国健康保険協会（協会けんぽ）に加入している企業は、これらの届出の際、注意が必要です。本稿では、様式の変更点などを説明します。

1. 資格確認書

マイナ保険証とは、健康保険証として利用登録をしたマイナンバーカードのことです。

令和6年12月2日から、医療機関や薬局を利用する際に、マイナ保険証を使うことが原則となったことに伴い、企業が行う社会保険の手続きが、少し変わりました。

企業の担当者は、社員が入社した時には「被保険者資格取得届」、従業員に赤ちゃんが生まれるなどして被扶養者が生じた時には「被扶養者（異動）届」を年金事務所に提出します。そうすると、これまでには、協会けんぽに加入している企業に対し健康保険証が送られてきました。しかし、現在、健康保険証は送られません。

ただ、マイナンバーカードを持っていない方や、マイナンバーカードを持っていても健康保険証として利用登録していない方に配慮して、協会けんぽが希望者に「資格確認書」を発行しています。資格確認書があれば、マイナンバーカードがなくても、保険適用で医療機関や薬局を利用できます。

資格確認書は次の図のように、従来の健康保険証と同じプラスティック製のカードで、色は黄色です。有効期間は、最大で5年となっています。



※全国健康保険協会「健康保険証とマイナンバーカードの一体化（マイナ保険証）に関する制度説明資料（令和6年5月）」より

2. 発行要否欄

資格確認書の導入に伴って、下図のように、「被保

険者資格取得届」と「被扶養者（異動）届」に、資格確認書の発行要否欄が設けられました。

企業の担当者が、資格確認書の発行が必要かどうかを聞いて、必要であれば、発行要否欄のチェックボックスにチェックを入れます。そうすると、協会けんぽから企業に資格確認書が送られてくるので、従業員に渡してください。

企業は、原則として、新しい届出書を使って手続きを行うことになりますが、やむをえず旧届出書を使う場合には、備考欄に「資格確認書要」と書いて提出してください。なお、旧届出書は、令和7年2月28日までで受付を終了する予定です。

資格確認書が必要であるにもかかわらず、発行要否欄にチェックを入れ忘れた場合でも、協会けんぽが調査して資格確認書を発行してくれます。ただし、発行まで2カ月程度かかるので、注意してください。

また、すでに被保険者、被扶養者となっている人が資格確認書を必要とする場合には、協会けんぽに直接、資格確認書交付申請書を提出すれば、発行してもらえます。

被保険者資格取得届

被保険者番号 記入欄	氏名 記入欄	生年月日 記入欄	性別 記入欄	資格取得年月 記入欄	有効期限 記入欄	保険者番号 記入欄	保険者名称 記入欄	保険者所在地 記入欄	資格確認書発行要否	
									<input type="checkbox"/> 資格確認書発行要否	<input type="checkbox"/> 発行が必要

被扶養者（異動）届

B. 配属 ある被 扶養者 欄	氏名 (姓、名)	生年月日 記入欄	性別 記入欄	資格取得年月 記入欄	有効期限 記入欄	保険者番号 記入欄	保険者名称 記入欄	保険者所在地 記入欄	資格確認書発行要否	
									<input type="checkbox"/> 資格確認書発行要否	<input type="checkbox"/> 発行が必要

※日本年金機構の様式から抜粋

3. さいごに

現在持っている協会けんぽ発行の健康保険証も、最長で令和7年12月1日まで使うことができます。従業員には、早めに、マイナンバーカードを健康保険証とし

て利用登録するよう促すとよいでしょう。マイナ保険証についてわからないことがあれば、弊所に気軽にお問い合わせください。

Q & A

記事の中でちょっと気になる豆知識をご案内。今回は、2ページ目の「マイナ保険証に関する企業の対応」に関連する豆知識をお伝えします。

Q. 従業員が退職した場合はどのような取り扱いになりますか？

A. 令和7年12月2日以降の退職の場合、健康保険証の返却は不要です。資格確認書について、有効期限内の退職であれば、資格喪失届に添付して返却してください。有効期限が切れた資格確認書の返却は不要です。



3. 提供

『経営に役立つリポート』を無料でご提供いたします！

弊所がお届けするリポートは、経営に役立つ情報が満載です！

ビジネスにおける経営戦略、企画・営業、広報、人事管理などのマネジメントに関する情報から、法改正やデジタル化の進展といったビジネストレンドに関する情報まで、多岐にわたる内容を取り揃えております。

以下のリポートの中からご興味のあるテーマがございましたら、弊所あてにお気軽にご連絡ください。ご希望のリポートを“無料”にてお届けいたします！



今月の経営に役立つリポート

リポート番号	タイトル	内容
#48241 (全5ページ)	【ハラスメント対策】行為者の処分と被害者のケア。 ハラスメントがなくても対応は必要	<ul style="list-style-type: none">・累行為者の処分と被害者のケア・行為者の処分：行為の内容と処分の重さを釣り合わせる・事例に見るハラスメントの懲戒処分・被害者のケア：行為者と被害者とを引き離す等
#48242 (全4ページ)	【ハラスメント対策】中小企業で起きると大問題の「逆パワハラ」に経営者はどう立ち向かうか？	<ul style="list-style-type: none">・逆パワハラは組織が機能不全を起こす前兆？・こんな事態は末期？明らかな逆パワハラの例・逆パワハラへの対応・（参考）逆パワハラの法的な位置付け
#48243 (全7ページ)	【ハラスメント対策】社員が取引先にハラスメントをしたらどうする？	<ul style="list-style-type: none">・対策が漏れがちな取引先へのハラスメント・事実確認・取引先へのフォロー・行為者に対する措置等
#48244 (全8ページ)	【新任役員、新任管理職】感覚だけではなく、数字の裏付けをもって良い取引と悪い取引を判断しよう	<ul style="list-style-type: none">・良い取引と悪い取引の判断・費用を分類してみよう・取引先ごとの収益状況を比較してみよう等
#48245 (全5ページ)	【管理会計】見えない人件費、役割に付随する仕事も想定して判断せよ！	<ul style="list-style-type: none">・質問：売上高より低い人件費なら“お得な採用”？・「見えない人件費」とその正体・売上の全てが利益になるわけではない・ABCで人件費を配賦する等

お気軽にご用命ください

TEL >>> 0422-26-6656
Mail >>> info@kishimoto-sr.jp

貴社名	ご担当者様	部署・所属
所在地	〒	
E-mail	Tel	
ご希望のリポート番号		

※ご記入いただきました個人情報は、リポートのご案内およびお届けすることを目的とし、それ以外では利用いたしません。

お困りのことがございましたらお気軽に弊所までご相談ください。